

低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定について（概要）

適切な履行及び品質確保等の確実性を担保するため、低入札価格調査を経て契約する工事には、実施要領第15条に定める条件等が付されます。調査種別ごとに適用される諸条件の概要については以下の表のとおりです。

項目	基本調査	詳細調査	特別詳細調査
技術者の配置	非専任	専任	専任
現場代理人の配置	非専任	専任	専任
技術者と現場代理人の兼務	可	可	不可
追加技術者の配置	なし	なし	1名あり
追加技術者と現場代理人の兼務			不可
契約保証金の額	100分の10	100分の10	100分の30
違約金の額	100分の10	100分の10	100分の30
契約不適合責任期間	通常 of 2倍	通常 of 2倍	通常 of 2倍
特例監理技術者の配置	不可	不可	不可
監督体制等の強化	有り	有り	有り

※低入札価格調査の種別については、入札公告又は指名通知でお知らせします。

※工事成績判断基準として、過去2年間に低入札価格調査を経て契約した工事の完成検査の成績評定が75点を下回る場合は、低入札価格調査で失格とする基準を設けます。

※詳細については、「東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領」及び調査種別ごとの「建設工事低入札価格調査制度及び低入札価格調査の実施方法について」を御確認ください。